

東庄町国民健康保険東庄病院医学生奨学金等貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、将来、医師として東庄町国民健康保険東庄病院（以下「東庄病院」という。）の業務に従事しようとする者に対し、修学に必要な資金又は専門医の資格取得に必要な研修期間の資金（以下「奨学金等」という。）を貸付けることにより、東庄病院における医師の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 大学生 大学（学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する大学をいい、大学院（法第97条に規定する大学院をいう。）を除く。以下同じ）の医学を履修する過程に在学する者をいう。

(2) 初期研修 医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。

(3) 専門医 一般社団法人日本専門医機構又は関連する学会が認定する専門医をいう。

(4) 後期研修医 初期研修を修了し、専門医の資格取得に必要な専門研修プログラムに専攻医登録をしている者をいう。

(貸付対象者)

第3条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、将来医師として東庄病院の業務に従事しようとする者に対し、当該各号に掲げる資金を貸付けるものとする。

(1) 大学生 大学生奨学金

(2) 後期研修医 後期研修医研修資金

2 町長は、前項第1号の大学生奨学金の貸付けを受ける者に対し、修学一時金を貸付けることができるものとする。

(貸付金額)

第4条 奨学金等の貸付金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 大学生奨学金 月額20万円
- (2) 後期研修医研修資金 月額30万円
- (3) 修学一時金 1,000万円以内(その用途は、授業料等修学に必要な経費とする。)

(貸付期間)

第5条 前条の規定で定める奨学金等の貸付期間は、町長が奨学金等の貸付けを決定した日の属する月(町長が特に必要と認める場合は、当該貸付けを決定した日の属する年度の4月)から、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める月までとする。

- (1) 大学生奨学金 大学を卒業する日の属する月
- (2) 後期研修医研修資金 専門研修プログラムで指定した研修期間を終了する日の属する月
- (3) 修学一時金 大学を卒業する日の属する月

2 前項の規定にかかわらず、大学生奨学金は6年、後期研修医研修資金は4年を限度とする。

(貸付けの申請及び決定)

第6条 奨学金等の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより、連帯保証人2名を立て、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、速やかに貸付けの適否を決定し、その旨を本人に通知しなければならない。

(貸付けの休止及び中止)

第7条 町長は、奨学金等の貸付けを受けている者(以下「借受人」という。)が大学の課程を休学し、若しくは停学の処分を受け、又は、研修を中断することとなったときは、その事実が生じた日の属する月分から当該奨学金等の貸付けを休止するものとする。

2 町長は、借受人が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その事実が生じた日の属する月分から当該奨学金等の貸付けを中

止するものとする。

- (1) 死亡したとき。
 - (2) 大学の課程を退学し、又は研修を中止したとき。
 - (3) 奨学金等の貸付けを受けることを辞退したとき。
 - (4) 心身の故障のため、大学の課程の履修又は研修を継続する見込みがなくなると認められるとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、奨学金等の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。
- (償還の免除)

第8条 町長は、借受人が次の各号のいずれかに該当した場合は、借り受けた大学生奨学金並びに後期研修医研修資金の償還及びその利息の支払の全部を免除するものとする。

- (1) 大学の課程を修了した月の翌月から起算して6年以内に、常勤医として東庄病院の業務に従事し、引き続き大学生奨学金の貸付けを受けた期間に相当する年数（1年未満の月数があるときは、これを1年とする。）の2分の3に相当する期間（以下「必要勤務期間」という。）、業務に従事したとき。
- (2) 専門医資格取得後、直ちに引き続き、後期研修医研修資金の貸付を受けた期間に相当する年数（1年未満の月数があるときは、これを1年とする。）の2分の3に相当する期間（以下「必要勤務期間」という。）、東庄病院において医師の業務に従事したとき。
- (3) 東庄病院の業務従事を開始した日から、必要勤務期間を経過する日までの間に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障により、必要勤務期間業務に従事することができなくなったとき。

2 町長は、前条に規定する場合を除くほか、奨学金等の貸付けを受けた者が死亡、心身の故障その他やむを得ない事由により当該奨学金等を償還することができなくなったとき、又は特に町長が認めるときは、当該奨学金等の償還及びその利息の支払の全部又は一部を免除することができる。

(償還)

第9条 修学一時金は、大学の課程を修了した月の翌月から起算して10年以内に償還するものとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、償還期間を延長することができる。

2 借受人は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、借り受けた奨学金等の金額に、該当すると判断した日から償還の日までの日数に応じ年7.3%の割合で計算した利息を加えた額を町長の定める日（次項において「償還期日」という。）までに一括又は分割して償還しなければならない。

(1) 第7条第2項の規定により貸付けが中止されたとき。

(2) 第8条第1項に規定する場合を除き、奨学金等の貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

3 借受人は、当該奨学金等を償還期日までに償還しなかったときは、償還期日の翌日から償還を完了する日までの日数に応じ、償還すべき額につき年14.6%の割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、町長は、特にやむを得ない事由があると認めるときは、延滞利息の支払いの全部又は一部を免除することができる。

(償還の猶予)

第10条 前条の規定にかかわらず、町長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、その事実が継続する期間、当該奨学金等の償還及び利息の支払の全部又は一部を猶予することができる。

(1) 第7条第2項第3号の規定により大学生奨学金の貸付けを中止された後も引き続き大学に在学しているとき。

(2) 心身の故障、災害その他やむを得ない事由により償還が困難であると認められるとき。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(償還に係る利息の割合等の特例)
- 2 当分の間、第9条第2項に規定する利息の年7.3%の割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とする。
- 3 当分の間、第9条第3項に規定する年14.6%の割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とする。